

【お問合せ】  
東金市 市民福祉部 市民課  
☎0475-50-1131

記入の注意

・鉛筆や消えるボールペンなどで書かないでください。  
・記入は、日直員等が一旦お預かりし、後日、担当職員が内容を確認して  
・証明書の提出は、提出日が婚姻の成立日となりますので、なるべく平日の日中、事前に戸籍担当窓口に記載  
・本（戸籍全部事項証明書）を用意してください。

証人は成人の方2名が  
必要です。  
証人となる方本人が自署  
してください。

証人	
署名 (※押印は任意)	東金 一 印      千葉 一郎 印
生年月日	昭和 平成 33年3月3日      昭和 平成 35年12月2日
住所	千葉県東金市東岩崎 1番地1      千葉県千葉市中央区 市場町1番1号
本籍	千葉県東金市東岩崎 1番地1      千葉県千葉市中央区 市場町1番

よくある質問

- Q.届出する日を決めているのですが、その日は日曜日で市役所が休みです。窓口の時間外に届出するには、どうすれば良いですか？
- A.婚姻届は24時間受付できます。窓口の時間外に届出した場合は、日直員等が一旦お預かりし、後日、担当職員が内容を確認して大きな不備がなければ、お預かりした日が婚姻の成立日となります。※不備があった場合、平日の開庁時間帯に来庁していただかなければならないことがあります。
- Q.婚姻届と同時に、住所の異動届を出そうと思います。届書には引っ越し前の住所を書きますか？それとも新しい住所を書きますか？
- A.平日の開庁時間に届出する場合は、新しい住所をお書きください。※住所の異動届は、時間外は取り扱っていませんのでご注意ください。
- Q.外国人の方と婚姻する予定です。日本人同士の場合と手続は異なりますか？
- A.国籍等により必要な書類が異なりますので、事前に戸籍担当窓口へご相談ください。一般的には、外国人配偶者の方の婚姻要件具備証明書・国籍証明書・各訳文等が必要です。※外国人の方と婚姻する場合、現在の氏に変更はありません。外国人配偶者の氏を希望する場合は、別途届出が必要です。
- Q.婚姻で氏が変わるのですが、印鑑登録はどうなりますか？
- A.旧氏の入った印鑑の登録は抹消されます。新しい氏の印鑑を登録するときは、住所地で再度登録の手続が必要です。

婚姻届

令和 4年 4月 1日 届出

千葉県東金市長 殿

【届出する際の持ち物】

- 婚姻届
- 戸籍謄本(本籍地以外に届出する場合)
- 身分証明書(マイナンバーカード、免許証等)  
※押印は任意のため、印鑑は必須ではありません。  
※再婚の方、又は外国人の方と婚姻される場合は、必要な書類や書き方が異なる場合があります。

夫になる人		妻になる人	
氏名	東金 太郎	氏名	千葉 花子
生年月日	昭和 平成 元年 1月 8日	生年月日	昭和 平成 63年 1月 7日
住所	千葉県東金市東岩崎 1番地 20 東金荘 101	住所	千葉県千葉市中央区 市場町 1番 1号
本籍	千葉県東金市東岩崎 1番	本籍	千葉県千葉市中央区 市場町 1番
筆頭者の氏名	東金 一	筆頭者の氏名	千葉 一郎
母及び養父母の氏名 母との続柄	父 東金 一 続柄 長男 母 東金 さくら	母及び養父母の氏名 母との続柄	父 千葉 一郎 続柄 二女 母 千葉 みどり
養父 養母	続柄 養子	養父 養母	続柄 養女
婚姻後の夫婦の氏名 ・新しい本籍	<input checked="" type="checkbox"/> 夫の氏      千葉県東金市東岩崎 1番 <input type="checkbox"/> 妻の氏		
婚姻を始めたとき	昭和 平成 4年 4月 (結婚式をあげたとき、または、同居を始めたときのうち早いほうを書いてください)		
婚姻・再婚の別	<input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 ( <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 ) 年 月 日 <input checked="" type="checkbox"/> 初婚 再婚 ( <input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 離別 ) 年 月 日		
同居を始める前の夫婦のそれぞれの世帯の主な仕事と世帯の職業	夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 夫 <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業者数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)		
夫の職業	妻の職業		
届出人署名 (※押印は任意)	夫 東金 太郎 印	妻 千葉 花子 印	
届出番号	電話 080 ( ... ) ... 先 自宅・勤務先 [ ] 携帯		

届出する日付(窓口に来た日)を書いてください。届出が受理されますとこの日が婚姻の成立日となります。

届出先の市区町村名を都道府県から書いてください。

氏名は戸籍に記載されているとおりに書いてください。

住民登録をしている住所を書いてください。住所を変更される場合は別途住所異動の手続が必要です。

戸籍どおりに本籍を書いてください。「筆頭者の氏名」には戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。

夫婦はどちらかの氏を名乗ることになります。夫・妻のどちらかを選んでください。夫婦で新しい戸籍が作られますので、希望する本籍を書いてください。但し、既に戸籍の筆頭者である方の氏を選択する場合は、新本籍の記入は不要です。

同居前の夫婦の世帯の仕事を選び、当てはまるものにしるしをつけてください。

婚姻前の氏名で本人が自署してください。

日中連絡の取れる連絡先を書いてください。